

## これまでの議論を踏まえた整理

### 1. 総論

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
<p>1. 総論</p> <p>(1) 子どもの最善の利益を保障する観点からの放課後児童クラブの在り方について</p>	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代の子ども達の健全育成概念を福祉、ウエルビーイングの視点から再検討すべき。</li> <li>・子どもの育ちについて、子どもの権利条約の精神に則ってやっていくべき。 <u>子どもの主体性の視点、生きる力を育てるという視点が重要。</u></li> <li>・<u>放課後の位置付けについて、遊びを通じて自立を育む観点や子どもの成長発達の面から捉え直す必要がある。</u> 放課後が、おまけという認識があり、その認識を変えていく必要がある。</li> <li>・<u>地域共生社会を構成する一員としての子ども達、その子ども達の育ちはやはり共生でき、人と人がつながり合える子ども達を育てていくことが重要。</u></li> <li>・今の制度や放課後児童支援員の養成研修が結果的にどのように子どもの最善の利益につながるのかを議論する必要がある。</li> <li>・限られた予算・人材の中で、どこを優先的にやっていくか議論していくべき。</li> <li>・<u>要支援家庭の親が昼間いないにも関わらず、クラブに入る手続きをしないがために行けない、あるいは、利用料が支払えなくて行けずに、放課後子供教室に通っているといった問題があるため、クラブは子どもが行きたい時に行ける場所にしていく必要がある。</u></li> <li>・<u>放課後の子どもの生活の場では、子どもが自主的にいる場とそうでない場があるということに留意が必要（放課後は、子どもにとっては、いたくないという希望の方が高い状況）。放課後児童クラブは、子どもにとって行くか行かないかを選べる場ではなく行かなければならない場であり、そのような行かなければならない場であるが故に子ども達への配慮が必要である。</u></li> </ul> <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢やあるいは成熟度が高まるに従い、主体的に生き、自分の意見を持てるような人間として育ていく、<u>子どもの自己決定力の育成と尊重</u>という視点が重要。</li> <li>・主体性と自己決定力を育むことが、子どもの権利条約の精神から見た育成観となるのではないか。</li> <li>・一人一人の子どもの尊厳を大切に、一人一人の子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことを目指し、一人一人の子どもの可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、また、子どもたちに寄り添うことを大切にする育成支援が、福祉の視点から見た育成観である。（「指導」ではなく、横からあるいは後ろから寄り添っていく「支援」、「援助」、支え援助するというもの）</li> </ul>

- ・ 総論を考える上で一番大事な点は、①子どもの権利条約、②共生社会、③文部科学省が提唱している生きる力の3点である。
- ・ 新制度で放課後児童クラブのスタッフを「指導員」から「支援員」と名前が変わり、そのことが現場にもどこまで浸透しているか。
- ・ 放課後児童クラブは、子どもの自主性、社会性及び創造性を育むことを目的としており、寄り添い支援を考えていくためには、子どもの権利や子どもの意見表明権を重視しながら自主性、主体的に生きるということが実現するのではないか。
- ・ 放課後児童クラブだけを考えるのではなく、子どもたちを地域全体で育む仕組みづくりが非常に重要であり、地域学校協働活動など文部科学省との連携推進が必要。
- ・ 地域学校協働活動がボランティアベースでは持続可能性がないので、組織づくり等では文部科学省、働く場としての放課後支援では厚生労働省が支援することが求められる。
- ・ 地域と学校の連携という考え方とは、教室の中に閉じて担任の先生だけが行ってきた教育を、もっと地域・社会にあるさまざまなリソースを活用しながら、外に開かれた教育をしていくこと。
- ・ 地域との関係をどうしていくのかということと、省庁の垣根を越えた行政間の連携連携のあり方などは総論の中に加えるべき。
- ・ 保護者と指導員だけではなくて、学校と地域との連携が重要。

## 2. 量的拡充

女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
<p>(1) 放課後子ども総合プランの検証や放課後子供教室との連携のあり方について</p>	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリアでは、<u>校長と学童クラブの代表が連携</u>しており、現場レベルでうまくコミュニケーションをとることで情報が共有され、より子どもにあった支援ができる。</li> <li>・スウェーデンでは、<u>学校と放課後児童クラブが融合</u>するような形で、教師や支援員が同じ子どもの発達を支援する仲間の位置づけで共通化が図られている。</li> </ul> <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一体型」と言った場合には、<u>放課後児童クラブと放課後子供教室が有機的に連携</u>し、双方の良さが引き出されて、子どもの最善の利益につながっていく。一方、「一体化」は、双方の垣根が曖昧になって、それぞれの良さが失われていく懸念がある。</li> <li>・<u>放課後子供教室は、毎日確実に実施されていないところもあり、土曜日などは、実施は難しい。夏休み等の長期休業中についてはほとんど実施されていないようなところもあり、放課後児童クラブに登録をする要件のある子どもの家庭、保護者からすると、そのニーズに応え切れていない。</u></li> <li>・<u>放課後児童クラブと放課後子供教室は、同じ小学生を対象にしているが、性格が違う。</u></li> <li>・<u>放課後の子どもの過ごす場所の選択肢の一つとして、放課後児童クラブの子どもにとっても放課後子供教室はある。</u></li> <li>・<u>子どもたちにとって放課後子供教室から放課後児童クラブ、児童館という、いろいろな選択肢、オプションがあることによって、子どもたちの放課後の生活が豊かになっていく。</u></li> <li>・理想は、一体的な運営を目指すべき。</li> <li>・<u>料金徴収について、諸外国のように所得水準に応じた仕組みがあっているのではないか。放課後子供教室の開所日数の少なさは、今後さらに改善していくべきところ。</u></li> <li>・<u>指導者について、別々にあればいいというものではなく、理想は最終的には一体的に人材育成をしていくべき。</u></li> <li>・<u>放課後児童クラブと放課後子供教室の連携のあり方と類似したものとして、児童館と放課後児童クラブとの関係がある。</u></li> <li>・<u>子どもが放課後の中で生活をしていくときに、当然複数のさまざまな事業や活動を同時に利用することは十分あり得る。</u></li> <li>・<u>放課後児童クラブの役割と担うべき範囲について明確にすることと、子どもの放課後に関連する事業や活動のそれぞれの実情を把握して、そことの連携や協力、あるいは融合という部分ができるものをどうするかという</u></li> </ul>

ことについての節度を持った視点が必要。

- ・現場感覚からすると一体化は難しい。子どもの放課後は、①学習の場面、②体験の場面、③交流の場面、④生活の場面、の4点であり、④生活の場面が放課後児童クラブにとっては大変重要。例えば、一体化となったときに、放課後児童クラブ以外の多くの子どもたちと一緒に過ごすことになるため、④の生活の保障、生活の場としての保障が果たしてできるのだろうか疑問。
- ・放課後児童クラブは「ただいま」と子どもたちが帰ってくる場、放課後子供教室などには、子どもたちは出かけていく場。
- ・放課後児童クラブに行って、自分たちの生活がある、居場所があるということを実感できる環境をちゃんと整えていくことが必要。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室は目的と機能が違う。

### 3. 類型

放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
(1) 過ごしやすさや安全面等に配慮した放課後の居場所のあり方について	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・フィンランドでは、図書館や公園に居場所を作っている。</li><li>・放課後児童クラブは、子どもが行きたいという気持ちになってもらえるような場にしていく必要がある。家庭的な雰囲気にするには、居心地の良さにつながると思う。<u>放課後固有の子ども達の生活のあり方をどう実現していくか</u>ということが<u>支援員の専門性</u>と考え、その専門性のあり方については広い観点で考えていく必要がある。</li><li>・居場所のアメニティ（人や設備等）について議論していく必要がある。</li></ul>
	<p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・需要の増加により、一体型とかそれぞれの種類の枠では収まらなくなる事態が想定される中で、今までの概念に捉われずに抜本的に考えていかなければならない。</li><li>・放課後児童クラブで過ごしている子どもたちがどういう思いで生活をし、通っているのか、丁寧に子どもの声も聞いておく必要がある。</li><li>・<u>図書館を含めてさまざまな教育学習施設が地域にあるので、多様な居場所をより安全で豊かな経験ができる場として開いていくことはとても重要な観点。</u></li><li>・<u>既存の居場所を整理して、それが子どもの最善の利益についてどんな効果があってどのように機能しているか</u>ということの整理が必要。どのように機能しているかを踏まえた上で、新しい居場所の開発に向けた検討が必要。</li><li>・子どもの放課後の過ごし方に関する様々な情報を市町村が中心になって、子どもの過ごし方として、よりその子どもの生活や発達と関連して健全なものを市町村で情報提供していくことで、ニーズに合った活用ができるようになるのではないか。</li></ul>

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
<p>(2) 年齢や時間等に対応した児童の過ごす場所について</p>	<p><b>【第1回】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの活動場所は、学校だけでなく、地域の中の色々な所にあってよく、<u>家庭的学童という仕組みも検討できないか。</u></li> <li>・ ドイツでは、異年齢（乳児期～中高生）の児童がクラブに来ていて、その交流が子どもの自己肯定感を高めることにつながっている。</li> <li>・ ノルウェーでは、高学年はクラブに行かず自立して各自で遊ぶという考え方。日本も、<u>高学年までに自立ができるようにするにはどうすればよいか検討が必要。</u></li> <li>・ 放課後子ども総合プランのみではカバーできない。多様な過ごし方があるので、放課後子ども総合プランと居場所を両方でやっていくべき。</li> <li>・ <u>放課後児童クラブの活動について、子ども、親、地域が連携してやっていけるような仕組みを検討する必要がある。</u></li> <li>・ <u>放課後の生活を保障している施策（放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童厚生施設、プレーパーク等）の全体像を見て、どこが欠けているか等を議論する必要がある。</u></li> <li>・ 平成23年度に行った児童館ガイドラインの策定の際に、居場所関係の視点も取り上げている。<u>児童福祉法第6条の3の放課後児童健全育成事業の議論のみではなく児童福祉法第40条の観点も含めて議論していく必要があり、遊びのプログラムの専門委員会と重なる部分があるため、両方合わせて検討していく必要がある。</u></li> </ul>
	<p><b>【第2回】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少地域や中山間地等の場合、地域の中に1つ中心となる子どもの生活や遊びが満たされる場所があれば、しっかりした支援員なり子どもの援助ができる方がいれば、放課後児童クラブを必要としている子どもも、そうではなく、子どもも一緒にそこで過ごしてカバーできているという地域もある。</li> <li>・ <u>塾や、公園、図書館、道路など、放課後だけ子どもの遊び場にするような省庁横断的な検討が必要ではないか。</u></li> <li>・ <u>高齢者の施設と放課後児童クラブがセットになっているところや企業に学童があるところなどもある。</u></li> <li>・ 自治体の中でも学校によって放課後に校庭で遊べる学校とそうではない学校がある。</li> <li>・ 小規模な放課後児童クラブに関連して、人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などが小学生を預かり、親にかわっておやつや食事を与えたり挨拶などの基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取り組みとして、生活塾が他の子どもの預かりに関する事業との関連を含めて総合的に検討された経緯がある</li> </ul>

ので、こうしたものも参考にしながら検討してはどうか。

- ・なぜ高学年の児童は来ないのかということをもっと真剣に受けとめて考えるべき。
- ・高学年以上になると授業が遅くまである、習い事が増えてくる、子ども自身の交流範囲も広がるなど、複合的な理由で、高学年の子どもは、低学年の子どもに比べ需要が少ない。

#### 4. 質の確保

子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの基準で十分か。2の居場所の形態（類型）の基準をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
(1) 自立（社会性）を育む視点から児童の成長・発達に応じた放課後における児童の過ごし方について	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>支援員は、子どもにとって評価をする学校の先生や親でもなく、友達のような横の関係でもない、斜めの関係で、そのような大人が子どもの育ちを育んでいくことが非常に重要。</u></li><li>・ <u>放課後児童クラブは、子どもにとって居心地がよく過ごしやすい場所である必要がある。</u></li><li>・ <u>海外では、放課後は子どもが自主的に行って過ごす場所となっている。</u></li><li>・ <u>子ども達が、体験で得た知識を知恵に変えていく必要があり、それができる場が放課後である。</u></li><li>・ 子どもは、自分が考えた遊びが一番楽しい。</li></ul>

【第2回】

- ・放課後の子どもの生活を保障する観点で必要とされる専門性として、①育成支援に直接携わるプレーワーク、②保護者支援、③ソーシャルワーク、の3点を整理すべき。
- ・ネグレクトとか虐待ということに対してのカウンセラー的な機能の専門性という点も持つておくことが、ソーシャルワーカーとしての機能とともに必要。
- ・多様なプログラムを提供するとすれば、それができる連絡調整能力、そういう専門性、まさにコーディネート機能を入れておく必要がある。
- ・子ども達に遊びを保障していくということは、自分達のやりたい遊びを自分達で決められる、そういう時間帯を設けることが大切。
- ・子どもが放課後の生活の中で疲労の回復や気分転換のための休息、子ども同士の語らいや仲間等のくつろぐ時間について、放課後児童クラブの場合、あまり意識されなかった経緯があるのではないか。
- ・子ども一人一人や子どもの権利を考えたときに、実践を伴わないと実体化していかないので、施策を考える際に実態が可視化されているのかが重要。
- ・児童館でのソーシャルワーク、つまり、社会資源との連携の中で健全育成上必要なプログラムや社会的な課題に対応するプログラムを行っている事例が多くある。
- ・活動的である児童館についてはソーシャルワークの視点がある児童館ということが1点明らかなので、ソーシャルワークの視点を取り入れることで放課後児童クラブの活性化につながる可能性がある。
- ・プレーワークの専門性、保護者支援、ソーシャルワークの3つの視点を支えるのは養護であり、遊びや放課後の生活の基盤を支えているものは、保護者や家庭における養護の視点が非常に重要である。
- ・プレーワークの専門性に関して、豊かな知見があるのが児童館であり、かなり連携できる部分があるのではないか。

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
<p>(2) 地域の実情に見合った運営等について(支援員の配置人数等)</p>	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが増加していく中で、スペースの不足や、支援員の確保が必要となった場合に、どのように対応すればよいかといった疑問が、基準や運営指針が出たことで、それらが明らかとなったが、その時々に対応した基準や運営指針が必要。その上で、しっかり守るべきものは守るという視点で議論をしていくべき。</li> </ul>
	<p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化によって、自治体間でバラツキが出ているが、どのように考えたらいいか。</li> </ul>

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
<p>(3) 放課後児童クラブの質の確保について</p>	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>放課後児童クラブは、学校の延長ではない場である。</u></li> <li>・ イギリスでは、<u>放課後児童クラブを認定する仕組み</u>を作っている。また、親の働く時間を調整できるようにしている。</li> <li>・ 支援員の言動は、子どもや親に大きな影響を与える。資格や基準ができたことで、子どもの支援にしっかりとつながっていると実感している。</li> <li>・ 何を持って、子どもの最善の利益を守っていくかは支援員にかかっており、<u>「従うべき基準」により資格を保障して子どもの権利を守っていく必要がある。</u></li> <li>・ 「参酌すべき基準」も本来であれば子ども達の生活を守っていくために「従うべき基準」につなげていき、全国的な放課後児童クラブでの基準として位置づけることが必要。</li> <li>・ <u>質の確保については、①人的面②物的面③ソフト面（プログラム面）から検討が必要。</u>①人的面は、支援者の構造的な配置（重層的な配置）を検討する必要がある。支援者、ボランティア、コーディネーターといった専門的な人間とそうでない人間の連携が重要。②物的面は、（放課後児童クラブをやる場所として）学校をベースとして児童館や公園等の多様性を取り入れていくべき。③ソフト面は、体験や異年齢の交流や学習を組み合わせたプログラムを考えていくことが重要。これら全体の質を保証する<u>評価の仕組み（自己評価、子どもの目線から見た評価など）の検討が必要。</u></li> <li>・ <u>複数の職員がいて、子どもを守っていく必要がある。</u>部屋で遊ぶ時間、外で遊ぶ時間と子どもによって異なり、<u>両方を保障していくためには支援員の複数配置が必要。</u></li> <li>・ <u>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、子どもの最善の利益を守るという視点からできている。</u>その中でも、「従うべき基準」は<u>地域の実情を考慮するというものではなく、子どもの最善の利益を守るという視点から最低限守らなければならないものとして位置付けられたものであり、子どもを守る根幹である。</u></li> <li>・ <u>放課後児童支援員を巡回して支援（指導）するスーパーバイザー的な者が必要。</u>（被災地のクラブを支援した際に、このような視点が重要と気づいた）</li> </ul>

【第2回】

- ・職員数と子どもの活動のあり方が大きく関係してくるので、子どもたちがしっかりと放課後を生き生きと過ごすためには、複数の職員配置が必要。
- ・放課後児童支援員の資格は、放課後児童支援員に与えられた形をとっているが、放課後児童支援員のためのものではなくて、子どもを守るために必要な大人の責務としてその資格を与えている。
- ・第三者評価の仕組み（海外の例で、学校の評価の中にそういうものを含めて評価するやり方などを参考として）を検討してはどうか。
- ・評価した結果を情報公開していくことが必要。
- ・高学年児童の受け入れに関して、遊びについて女子向け、男子向けと分けられているなど、その辺りの配慮が必要。
- ・認定資格研修の中で、とりわけ放課後児童クラブにおける子どもの育成支援の科目が設定され、放課後児童支援員として、今、何が求められているのかが明らかになった。
- ・支援員を支援する支援者支援の視点、仕組みが質の底上げにもつながっていく。

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
<p>(4) 放課後児童支援員の確保について</p>	<p><b>【第1回】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>放課後児童支援員の養成も含め、大学を卒業した後に新しい人材を確保していくのか議論が必要。4年生大学を卒業して基礎資格は持っていたとしても、認定資格研修を受けるまでは補助員の位置づけでしか就職できないということもあり、この点を議論すべき。</u></li> <li>・ <u>認定児童厚生員の資格取得研修の科目の中には、認定資格研修と重複しているところがあり、認定資格研修の科目免除について検討していく必要がある。また、児童厚生員の養成校で行われている科目についても科目免除ができないか議論が必要。</u></li> <li>・ <u>放課後児童クラブを支える人材が重要。(支援員の賃金が安い)</u></li> <li>・ <u>各種研修に行く際には、その期間の賃金補償が必要。</u></li> <li>・ <u>放課後児童支援員には、子どもの権利擁護を保障するために専門性が求められることを再認識する必要がある。子どもが自立していくための空間が放課後であり専門性の高い人材が必要(子どものSOSに気づける人)。</u></li> <li>・ <u>資質向上研修のあり方についても、検討していく必要がある。</u></li> <li>・ <u>認定資格研修受講後、一定期間が過ぎたら資格更新講習のようなものを受講する仕組みも必要ではないか。</u></li> <li>・ <u>外国籍の子どもへの配慮を研修に盛り込むべき。</u></li> <li>・ <u>研修の講師となる人材の養成が必要。</u></li> </ul> <p><b>【第2回】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>放課後児童支援員の<u>人材の確保と定着</u>が現場では非常に大きな課題。</u></li> </ul>

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
<p>(5) 児童の安全確保（不審者対策、自然災害等）について</p>	<p><b>【第1回】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時や災害後、災害から生活（家庭）を立て直すために子どもを預ける場所が必要。</li> <li>・ アレルギーの子どもなど、特別なニーズのある子どもへの配慮についても検討していく必要がある。</li> </ul>
	<p><b>【第2回】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士養成課程の検討の中で、危機管理と安全管理という項目が子どもの保健という科目に盛り込まれる予定であり、認定資格研修などとの連動性が求められるのではないか。</li> <li>・ 子ども自身に責任を持たせて、危機管理をさせるというところまでやって、できるだけ子ども自身の活動に制限が入らないような形で行う必要があるのではないか。</li> <li>・ 安全管理について、遊ばせたいのだけれどもどうしても規制せざるを得ない場面があり、どこまでを規制していいか、どこまでを子どもたちの自主性で積極的に関わらせていいか日々悩んでいる。</li> </ul>

## 5. その他

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
その他	<p><b>【第1回】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童館ガイドライン検討委員会報告書（平成23年3月）に挙げられている検討課題の27項目について、ソーシャルワークの提言がされているが、<u>ソーシャルワークの視点</u>を入れていく必要がある。（<u>貧困状況、障害を持つ子どもたち、虐待を受けている子どもたち、ネグレクト傾向にある子どもたち</u>）</li> <li>・ <u>各施策の条文見直し</u>（例えば、児童福祉法第40条）も必要。</li> <li>・ <u>親の労働時間についても、検討が必要</u>（イギリスのように、働く時間を選択できるようにしていくなど）</li> </ul>
	<p><b>【第2回】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>認可外の問題と利用料のこともぜひ論点に加えていく必要がある。</u></li> </ul>